

裁の時

第3部 判断の重み

□4
□□
□

「働かせてくれるところがありません。助けてください」

更生施設で社会復帰支援に取り組んでいる元刑務官、藤木美奈子(49)の元には、出所後に厳しい現実に直面した後、支援を求めてくる元受刑者が少なくないという。

「刑務所に一度入れば、社会から排除されるラベルが張られる。裁判のときに誓った被写者への補償なんて並大抵のことではない」

実刑か猶予か

出所後立ちはだかる壁

自由な生活を夢見て「塙」の外に出たにもかかわらず、目前に立ちはだかる高い

で、裁判の場で「更生」は必ずしも重要な要素ではなかった。

執行猶予 以前に禁固以上の刑に処せられたことがないか、あつても一定期間経過したなどの条件を満たしている被告が懲役3年以下の比較的軽い判決を受けた場合、刑の執行を族から絶縁されたりすれば、服役中に離婚されたりすれば、出所しても帰る場所すらない。更生を固く誓っていても、社会の冷たさに自暴自棄になり、何度も再犯を繰り返す。出所直後は藤木の支援を断

つたにもかかわらず、2年後人生が終わつたと思い、言いようのないショックを受けた。でも、刑務所の生活は意外と苦しくなかつた。本当に苦労したのは、出所してからでした」

× × ×

壁。更生という視点から考えると、実刑と執行猶予の差はあまりにも大きい。執行猶予を取り消されるのは毎年13%。これに対し、受刑者が出所後5年間(平成14~19年)に再び刑務所に入つた累積率は46.1%。犯罪の種類外と苦しくなかつた。本当に苦労したのは、出所してからが、再犯率は明らかに受刑者の方が高い。

にもかかわらず、これまで

大阪地裁判事の中川博之(54)は量刑判断の基準について、「行為の危険性、結果の重大性、動機など犯行に直接

かかわる事情でだいたいの量刑が決まる。二次的に反省や弁償、周囲の協力などで増減させてきた」と説明する。

今年4月に大阪地裁で行われた傷害致死事件の模擬裁判では、被告を執行猶予にするか実刑にするかが争点になつた。被告を執行猶予にする

結果は、片方が相場通りの実刑、もう一方は執行猶予。被害者や遺族の处罚感情を重視するのか、被告の更生に期待するのか。被告の更生に期待するのか。

中川は言う。「裁判員にはまさにそれを判断してもらうことになる。これまでの『量刑相場』は比較的狭かつたが、これからは幅が出ると思う」

藤木に助けを求めた女性は今、昼は仕事をし、夜は定時制高校に通う。看護師という子供のころからの夢をもう一度目指して。「やっとここまで来ました」。『刑』の先にある人生はさらに続く。

30年以上にわたり、拘置所

|| 敬称・呼称略